

食安輸発1225第11号

平成26年12月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

(イタリア産非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズ)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年12月25日付け食安輸発1225第9号）によりお知らせしたところです。

同通知別表5、6及び7に掲げる製造者のうち、製造者の衛生管理について、イタリア政府より報告があり、リステリア・モノサイトゲネスに係る管理体制について確認できたことから、一部製造者において製造された非加熱食肉製品、ナチュラルチーズ及びゴルゴンゾーラチーズについては検査命令を解除することとし、同通知の別表5、6及び7について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。